

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	町内循環バスの利便性向上		
指 標 名	町内循環バスの利用人数		
数値目標	初期値（平成30年度）		30,017人
	現状値（令和5年度）		24,118人
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	34,000人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 毛呂山町生活交通確保維持改善計画		
事業概要	日常生活の移動手段確保や公共施設の利便性向上のため、町内を循環するバスを運行します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

町内循環バス（以下、「もろバス」という）の運行により、通院、買い物、鉄道駅、公共施設等への移動の利便性向上が見込まれます。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年度のもろバスの利用者数は、令和4年度の利用者数（22,344人）と比較して約8％伸びていますが、未だ初期値を下回っている状況です。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され行動制限が解除された後、観光や買い物など移動時の利用につなげるための周知が不足していたことが課題として考えられます。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

令和6年10月から毛呂山町コミュニティバスが、現行の3台体制から5台体制に増車され、またバス停留所の数も増えるため、利用者の利便性向上が図られるとともに、利用者数の増加も期待できます。
新たな運行開始になるため、新しいルートやダイヤが利用者に浸透し、安心して気軽に毛呂山町コミュニティバスを利用していただけるよう効果的な周知を図ります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

- ・重要政策の推進に関すること
- ・行政改革及び行政評価に関すること
- ・広域行政に関すること
- ・統計に関すること
- ・予算編成及び配当に関すること
- ・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	指定区域内への企業誘致の推進		
指 標 名	産業系土地利用区域内の企業立地状況		
数値目標	初期値（平成30年度）		81.7%
	現状値（令和5年度）		100%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	—
		H30当初目標値	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	地域経済の活性化や雇用の創出を目指し、産業系土地利用区域に指定した区域内への企業誘致を推進します。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

新たな企業進出に伴う町内産業の活性化により、地域経済の活力が生まれます。また、人口減少対策の一つとして雇用の場の創出を図ります。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

町が企業誘致促進のために指定した区域については、全区域において進出企業が決定しています。企業誘致には一定の成果を得た状況であることから、毛呂山町企業誘致促進条例の一部を改正しました。
今後につきましては、税収や町内在住者の雇用などの観点から町内に進出した企業による地域経済への影響について十分な検証を行う必要があります。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

多くの企業が本町に魅力を感じてもらえるよう、企業が進出しやすい環境整備に努めていきます。また、地域活性化や従業員の定住促進の観点から、町内在住者の雇用や従業員の町内転入に際しての支援制度について、引き続き進出企業に対して制度周知を行ってまいります。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・重要政策の推進に関すること

・行政改革及び行政評価に関すること

・広域行政に関すること

・統計に関すること

・予算編成及び配当に関すること

・高度情報化及び電子計算業務に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

重要政策の推進、行政改革及び行政評価、広域行政、予算編成及び配当に関する業務による行政サービスの向上は全ての町民の皆さんのために。高度情報化に関する業務は、町内外に住む町の各種情報を取得する方のために。電子計算業務はシステムを利用する各課職員や毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	電子申請手続きを増やし、利便性向上を図る		
指 標 名	LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数 ※令和6年度から指標名を「電子申請システムの利用件数」から「LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数」に変更		
数値目標	初期値（平成30年度）		205件（電子申請システムの利用件数）
	現状値（令和5年度）		15,125件（LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数）
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	19,000件（LINEを活用したオンライン申請サービスの利用件数）
		H30当初目標値	300件（電子申請システムの利用件数）
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	電子申請の推進を図ります。なお、令和5年7月からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことから、令和5年度をもって埼玉県電子申請サービスの共同利用から脱退しました。今後の電子申請については、LINEを活用して推進していく予定です。		

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

マイナンバーを活用した情報連携により添付書類の省略範囲が広がっています。電子申請の活用により来庁せずに申請が完了する事務が増加し、住民の利便性が向上します。

5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。

昨年7月からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことにより、令和4年度と比較してオンライン申請の利用件数は大幅に増加しています（令和4年度実績：3,420件）。しかしながら、小中学校及び保育園の欠席連絡、水道の開閉栓や町民へのアンケート調査、イベント申込み等での利用件数が大部分であり、一般的な行政手続きに係る申請については、利用が少ない状況です。

6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。

令和5年度からLINEを活用したオンライン申請サービスを開始したことにより、令和6年度より埼玉県電子申請サービスの共同利用から脱退しています。今後は、町民にとって身近なSNSであるLINEを活用したオンライン申請サービスの更なる普及を目指し、町公式LINEの登録者数を増やすため、町広報紙やホームページ等で周知をしていくとともにオンライン申請が可能な手続き数を増加させていきます。